

第 24 号 議 案

長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例

長崎歴史文化博物館条例（平成16年長崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(開館日) 第 7 条 博物館は、 <u>施設の保守点検等のため知事の承認を得て指定管理者が定める日（以下「休館日」という。）</u> を除き開館するものとする。 2 略	(開館日) 第 7 条 博物館は、 <u>指定管理者が定める月に 1 回の施設の保守点検等のため</u> <u>の休館日</u> を除き開館するものとする。 2 略

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

長崎歴史文化博物館の休館日に関する規定について、安定した館運営の継続のために、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。